

変更届提出書類一覧

(保険医療機関及び保険薬局において実施する訪問看護・介護予防訪問看護

• 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

■届出について

- ・サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば、同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出が必要となります。
- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
また、届出方法が郵送の場合でも、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合には、来庁して一括で届出してください。(例：事業所移転に伴う管理者の変更等)
なお、届出方法が郵送となっている場合であっても、届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。また、届出方法は郵送となっている届出については、窓口に持参していただいても結構です。
- ・変更内容によってはメール提出が可能な場合があります。メールでの提出をご希望の場合はご相談ください。

■提出書類

- ・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第一号（五）） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（三））※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（五））※1 <input type="checkbox"/> 保険医療機関・保険薬局の変更届（写し）※2 <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※3	郵 送	
専用区画等の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第一号（五）） <input type="checkbox"/> 平面図（標準様式3） <input type="checkbox"/> 事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ） <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※3	郵 送	病院等で実施するサービスになりますので、医療法に基づく変更の手続が必要なものについては、藤井寺保健所で必ず事前に手続を行ってください。
運営規程	①区画整理等により住居表示が変更となった場合 ②その他運営規程の変更 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第一号（五）） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（三））※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（五））※1 <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※3	郵 送	運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。
管理者の氏名及び住所	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第一号（五）） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（三））※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（五））※1 <input type="checkbox"/> 保険医療機関・保険薬局の変更届（写し）※2 <input type="checkbox"/> 誓約書(標準様式6) <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※3 [婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合] <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第一号（五）） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（三））※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表第一号（五））※1 <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票、定型封筒(切手貼付)※3	郵 送	

※1：訪問看護の指定を受けている場合は、指定に係る記載事項（付表第一号（三））、居宅療養管理指導の指定を受けている場合は、指定に係る記載事項（付表第一号（五））が必要となります。付表は事業所情報と変更箇所のみ記載してください。

※2:所管の保健所に届け出た届出様式の写しを添付してください。

※3:変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更届・加算届受付票をお返します。郵送での返送をご希望の場合は、定型封筒(切手貼付)を添付してください。

【事業所の連絡先の変更について】

事業所の電話番号、FAX 番号に変更があった場合は、法令上の届出事項ではありませんが、以下のとおり連絡をお願いします。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の連絡先 (TEL 及びFAX)	□変更届出書（様式第一号（五））	郵 送	変更届出書以外の様式を用いて連絡することをご希望の場合は、下記問合せ先までご相談ください。

（問合せ先）柏原市福祉こども部福祉指導監査課 TEL 072-971-5202（直通）